○島田市ばらの丘公園条例

平成17年5月5日 条例第131号 改正 平成17年9月30日条例第203号 平成20年9月30日条例第113号

平成27年12月25日条例第43号

(設置)

第1条 島田市は、ばらに関する知識の普及と栽培技術の向上に資するとともに、市 民に憩いと安らぎの場を供与し、併せてばらのまちづくりを推進するため、ばらの 丘公園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ばらの丘公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	
島田市ばらの丘公園	島田市野田1652番地の1	

(施設)

- 第3条 島田市ばらの丘公園(以下「ばらの丘公園」という。)に次の施設を置く。
 - (1) ばらの庭園
 - (2) ばらの館

(平20条例113・追加)

(指定管理者による管理)

- 第4条 ばらの丘公園の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。) に行わせるものとする。
- 2 市長は、前項の指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第8条に規定する場合は、この限りでない。

(平17条例203・全改、平20条例113・旧第3条繰下・一部改正)

(指定管理者が行う管理の業務)

- 第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。
 - (1) ばらの栽培及び展示に関する業務
 - (2) ばらに関する知識の普及及び栽培技術の指導に関する業務

- (3) ばらに関する資料の収集及び展示並びに利用に関する業務
- (4) ばらの丘公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ばらの丘公園の運営に関して市長が必要と認める業務

(平17条例203・追加、平20条例113・旧第4条繰下・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

- 第6条 第4条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに、当該指定について市長に申請しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(平17条例203・追加、平20条例113・旧第5条繰下・一部改正)

(指定管理者の指定)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に 審査し、ばらの丘公園の管理を行わせるに最も適していると認めるものを候補者と して選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。
 - (1) 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画書の内容が、ばらの丘公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(平17条例203・追加、平20条例113・旧第6条繰下・一部改正)

(指定管理者の候補者の選定の特例)

- 第8条 市長は、第6条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又はばらの丘公園の適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。
- 2 前2条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用する。

(平17条例203・追加、平20条例113・旧第7条繰下・一部改正)

(指定管理者の指定等の告示)

第9条 市長は、第7条(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により 指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」 という。)第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若 しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとす る。

(平17条例203・追加、平20条例113・旧第8条繰下・一部改正)

(開園時間)

- 第10条 ばらの丘公園の開園時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める時間とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めると きは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。
 - (1) ばらの庭園 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める時間 ア 5月1日から11月30日までの期間 午前9時から午後5時まで イ 12月1日から翌年4月30日までの期間 午前9時から午後4時まで
 - (2) ばらの館 午前9時30分から午後10時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開園時間を変 更することができる。

(平17条例203・追加、平20条例113・旧第9条繰下・一部改正)

(休園日)

- 第11条 ばらの丘公園の休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に 必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て臨時に開園し、又は休園 することができる。
 - (1) 毎週火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その直後の休日以外の日)
 - (2) 12月29日から翌年1月3日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開園し、 又は休園することができる。

(平17条例203・追加、平20条例113・旧第10条繰下・一部改正、平27条例43・ 一部改正)

(入園料)

- 第12条 ばらの庭園に入園しようとする者は、次項の規定により指定管理者が定める 入園料(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を指定管理者に納め なければならない。
- 2 入園料の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長 の承認を得て定めるものとする。入園料の額を変更しようとするときも、同様とす る。
- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該入園料の額を公表しな ければならない。
- 4 指定管理者は、旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の登録を受けた者をいう。以下同じ。)と入園のあっせんに係る契約をするときは、当該契約の内容について、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- 5 前項のあっせんによる入園者に係る入園料については、第1項及び第2項の規定 にかかわらず、当該契約により、当該旅行業者が納めなければならない。
- 6 入園料は、指定管理者の収入とする。

(平17条例203・旧第4条繰下・一部改正、平20条例113・旧第11条繰下・一部改正)

(入園料の減額又は免除)

第13条 指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、入園料を減額し、又は免除することができる。

(平17条例203・旧第5条繰下・一部改正、平20条例113・旧第12条繰下) (入園料の不環付)

第14条 既納の入園料は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平17条例203・旧第6条繰下・一部改正、平20条例113・旧第13条繰下) (入園の制限)

- 第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ばらの丘公園への入園を拒み、又は退園を命ずることができる。
 - (1) 展示物等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 園内の秩序を乱し、又は入園者に迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、ばらの丘公園の管理上支障があると認めるとき。

(平17条例203・旧第7条繰下・一部改正、平20条例113・旧第14条繰下・一部改正)

(原状回復の義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の 規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一 部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状 に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(平17条例203・追加、平20条例113・旧第15条繰下)

(損害賠償の義務)

第17条 故意又は過失によりばらの丘公園の施設、設備、展示物等を汚損し、損傷し、 又は滅失した者は、直ちに市長に届け出るとともに、それによって生じた損害を市 に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、こ の限りでない。

(平17条例203・追加、平20条例113・旧第16条繰下・一部改正)

(秘密を守る義務)

第18条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平17条例203・追加、平20条例113・旧第17条繰下)

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例203・旧第10条繰下、平20条例113・旧第18条繰下)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の島田市ばらの丘公園条例(平成4年 島田市条例第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の 相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成17年9月30日条例第203号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

から施行する。

2 改正後の島田市ばらの丘公園条例(以下「新条例」という。)第3条第1項の規 定による指定、第11条第2項に規定する入園料の額の決定、同条第4項に規定する 旅行業者との契約及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の 日前においても、新条例第3条第2項、第5条から第8条まで及び第11条第2項か ら第5項までの規定の例により行うことができる。

附 則(平成20年9月30日条例第113号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定(「指定管理者又は入園者が、」を削る部分及び「滅失したときは」を「滅失した者は、直ちに市長に届け出るとともに」に改める部分に限る。)及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第3条に規定する施設に係る改正後の第4条第1項の規定による指定及 びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正 後の第4条第2項及び第6条から第9条までの規定の例により行うことができる。

附 則(平成27年12月25日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第12条関係)

(平17条例203・平20条例113・一部改正)

区分		個人	団体(20人以上)	
入園料	一般	5月1日から	300円	240円
(1人1回につき)	(高校生を	11月30日まで		
	含む。)	12月1日から	200円	160円
		4月30日まで		
	中学生	5月1日から	150円	120円
	小学生	11月30日まで		
		12月1日から	100円	80円
		4月30日まで		